

点検項目：

アース

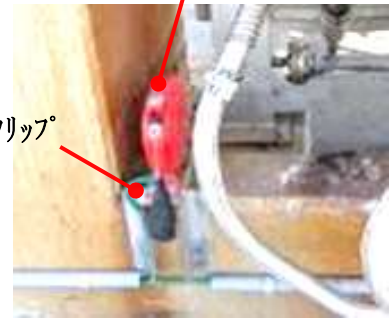
点検箇所：

接地端子盤



アースリール

アースクリップ



事例箇所：

モーター用アース線



タンクアース線



静電気除去板



未使用アース線



未使用アース線撤去



- 点検着眼点：
- ☐ アース線に損傷、断線等はないか
 - ☐ 端子部のゆるみ等はないか
 - ☐ アースリールは固定されているか、破損等はないか
 - ☐ アースリールの機能、クリップ等に問題はないか
 - ☐ 静電気除去板またはバーに錆、塗装、損傷、破損等はないか
 - ☐ 放置及び未使用のアース線はないか
 - ☐ 接地抵抗値は適切になっているか

- 企業参考：
- ① 接地端子盤内、接地抵抗は資格ある電気専門業者で点検測定しています。
 - ② 接地種別（A～D種）に準じて、接地抵抗値管理をしています。
 - ③ タンクローリーやドラム缶の給油時にアースリールを使用しています。
 - ④ アースリールの機能点検としてワイヤーの引き出し、巻戻し、巻戻しロック機構（ラチェット）を確認しています。
 - ⑤ 静電気事故対策としての人体帯電除去板またはバーの点検もあわせて実施しています。

- 法参考：
- ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
十八 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

点検項目：

安全装置・計測装置・可燃性蒸気警報装置

点検箇所：



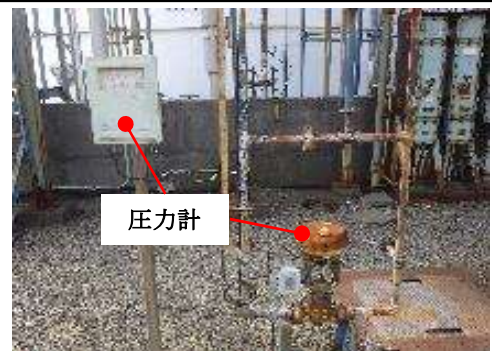
可燃性蒸気警報装置：拡散式



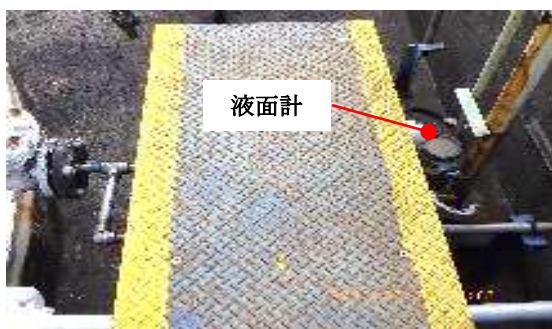
可燃性蒸気警報装置：ポンプ吸引式



温度計



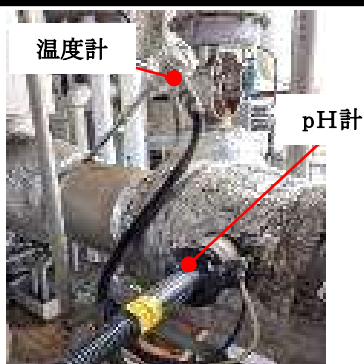
圧力計



液面計



流量計

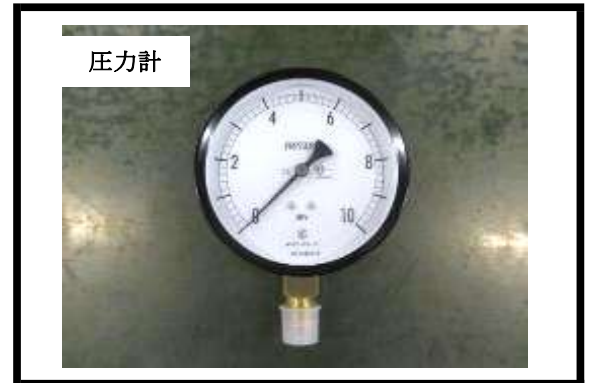


温度計

pH計

圧力センサー





事例箇所：



- 点検着眼点：
- ☐ 損傷はないか
 - ☐ 取付部のゆるみ等はないか
 - ☐ 作動、指示状況は問題ないか
 - ☐ 外枠に変形がないか
 - ☐ 前面ガラスの脱落、割れがないか
 - ☐ 前面ガラスに著しい汚れがないか、数値を読み取れるか
 - ☐ 常用圧力に適合した計測範囲の計器が取り付けられているか
 - ☐ 計器値が正常値になっているか
 - ☐ 無負荷時の指針がゼロを差しているか
 - ☐ 拡散式ガス検知部のガス接触部が埃や粉塵等で目詰まりしていないか
 - ☐ 吸引式ガス検知部のフィルタに汚れや目詰まりはないか

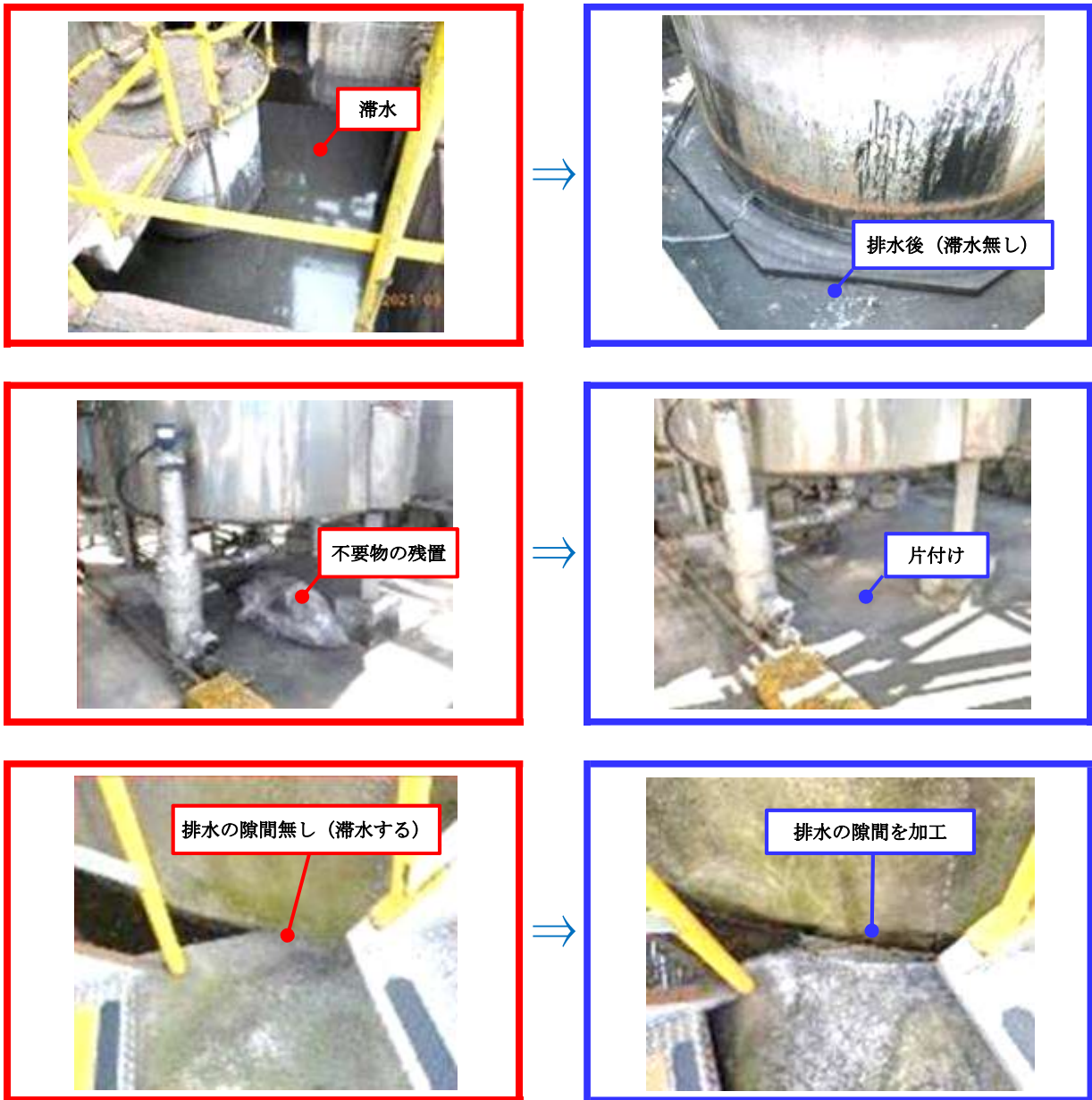
- 企業参考： ① ガス検知設備（水素濃度）のデータを24時間監視しています。
- ② ガス検知の警報設定値は、爆発下限界の1/4以下に設定しています。
（参考：水素爆発下限界濃度は4vol%、『4vol% = 100%LEL』です）
- ③ 計測値を集中監視室で24時間監視しています。
- ④ 機能・性能（流量点検、動作テスト、校正等）は専門業者が実施しています。
- ⑤ 手または検査ハンマー等でボルトのゆるみ等の固定状況を確認しています。

- 法参考： ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
- 十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱に伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。
- 十六 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び総務省令で定める安全装置を設けること。
- ② 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項
- 八 屋外貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。
- 九 液体の危険物の屋外貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。
- ③ 危政令（屋内タンク貯蔵所の基準）第12条第1項
- 七 屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。
- ④ 危政令（通則）第24条
- 七 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- ⑤ 危規則（安全装置）第19条第1項
- 一 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- 二 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- 三 警報装置で、安全弁を併用したもの
- 四 破壊板

- その他参考 ① 安衛則（安全装置等の有効保持）第28条
- 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆おおい、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行なわなければならない。

点検項目： 屋外設備の囲い、流出防止措置、地盤面（囲い内の滞水、不要物の残置）

事例箇所：



- 点検着眼点：
- ☐ 囲い内に雨水やドレン水等の滞水、滞油はないか
 - ☐ 囲い内に油分や土砂の堆積、不要物、雑草、可燃物等の放置はないか
 - ☐ 貯槽の付け根部等で腐食劣化を進展させる滞水しやすい箇所はないか

- 企業参考：
- ① 3番目の事例箇所は消防立入検査でコメントがあったもので、内容は階段基礎が貯槽廻りと繋がった床面に滞水する可能性があることから水抜き加工をした写真です。
 - ② 防油堤内の滞水は、pHを確認してから排水しています。

法参考： ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第 11 条第 1 項

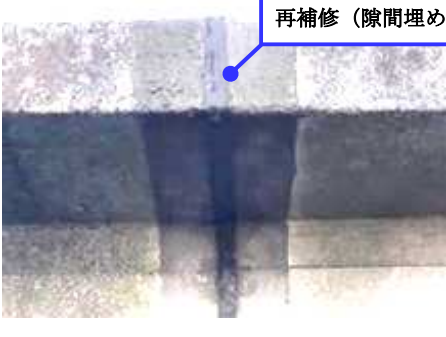
七の二 屋外貯蔵タンクのうち、底板を地盤面に接して設けるものにあつは、総務省令で定めるところにより、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

② 危政令（通則）第 24 条第 1 項

四 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

点検項目： 屋外設備の囲い、流出防止措置、地盤面（防油堤等）

事例箇所：

 囲いの割れ 製造所（囲い）	 割れ部を補修
 亀裂 屋外タンク（防油堤）	 亀裂部を補修
 補修箇所の隙間 屋外タンク（防油堤）	 再補修（隙間埋め）
 目地（可撓材）の脱落 屋外タンク（防油堤）	 再補修（隙間埋め）

- 点検着眼点： ☐ 防油堤に亀裂、破損、損傷等はないか
☐ 目地の脱落等はないか

企業参考： ① 鉄筋コンクリート製の防油堤には、温度変化による膨張・収縮などで亀裂が発生する恐れがあることから、弾力性（ゴム製またはステンレス製の可撓性材）を有する伸縮目地を使用しています。

法参考： ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項

十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ〇．一五メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

② 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項

十五 液体の危険物の屋外貯蔵タンクの周囲には、総務省令で定めるところにより、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための総務省令で定める防油堤を設けること。

③ 危規則（危険物の流出を防止する装置）第13条の2の2

一 危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に、危険物の流出防止に有効な溝等を設ける措置

④ 危規則（防油堤）第22条第1項

令第十一条第一項第十五号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定により、液体の危険物（二硫化炭素を除く。）の屋外貯蔵タンクの周囲には、防油堤を設けなければならない。

⑤ 危規則（防油堤）第22条第2項

二 防油堤の高さは、〇．五メートル以上であること。

九 防油堤は、鉄筋コンクリート又は土で造り、かつ、その中に収納された危険物が当該防油堤の外に流出しない構造であること。

その他参考： ① 申請解説（21．防油堤）更新日：2005年3月1日

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000021597.html>

② 防油堤の漏えい防止措置等について 平成10年3月20日 消防危第32号（添付資料：別紙01）

③ 防油堤目地部の補強材の性能等について（通知） 平成10年3月25日 消防危第33号（添付資料：別紙02）

点検項目： 屋外設備の囲い、流出防止措置、地盤面（床面）

事例箇所：



- 点検着眼点：
- ☐ 床面に亀裂、損傷、くぼみ、腐食、穴あき等はないか
 - ☐ 床面の貫通部等は、閉塞処置がされているか
 - ☐ 床面に滞油、滞水等はないか

企業参考： ① 工事等の後についても床処置がされているか点検しています。

法参考： ① 危政令（屋内貯蔵所の基準）第10条第1項

六 貯蔵倉庫は、壁、柱及び床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。ただし、指定数量の十倍以下の危険物の貯蔵倉庫又は第二類若しくは第四類の危険物（引火性個体及び引火点が七十度未満の第四類危険物を除く。）のみの貯蔵倉庫にあたっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。

十 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれ含有するもの、第二類のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第三類危険物のうち第一条の第五五項の水との反応性試験において同条第六項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。以下「禁水性物品」という。）又は第四類の危険物の貯蔵倉庫の床は、床面に水が侵入し、又は浸透しない構造とすること。

十一 液状の危険物の貯蔵倉庫の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

十一の二 貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。

② 危規則（屋内貯蔵所の架台の基準）第16条の2の2

令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

- 一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。
- 二 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。
- 三 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

その他参考： ① 申請解説（20．囲い、油分離装置、ためます、床の傾斜、排水関係図）
更新日：2005年3月1日

<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000021616.html>

3) ためます、床の傾斜

- 1. 床に漏洩又は飛散した危険物等が円滑にためますに流入するように、床はコンクリート等液体が浸透しない材料でおい1／100以上の傾斜をつけ、構造、寸法、傾斜が判るようにする。

点検項目：

架台等(屋内貯蔵所)

事例箇所：



- 点検着眼点：
- ☐ 架台は不燃材料で造られているか
 - ☐ 架台の基礎が床面に固定されているか
 - ☐ 地震動により架台内の危険物容器が落下しないか
 - ☐ 架台の落下防止柵は正しく固定されているか
 - ☐ 架台、床面、容器等が変形、損傷等していないか

法参考： ① 危政令（屋内貯蔵所の基準）第 10 条第 1 項

十一の二 貯蔵倉庫に架台を設ける場合には、架台の構造及び設備は、総務省令で定めるところによるものであること。

② 危規則（屋内貯蔵所の架台の基準）第 16 条の 2 の 2

令第十条第一項第十一号の二の規定による架台の構造及び設備は、次のとおりとする。

一 架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること。

二 架台は、当該架台及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。

三 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。

その他参考： ① 審査基準（屋内貯蔵所●建築物(その 3)）（添付資料：別紙 03）

H1.7.4 消防危第 64 号質疑

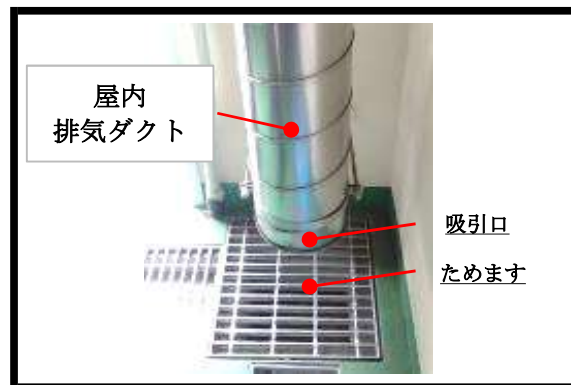
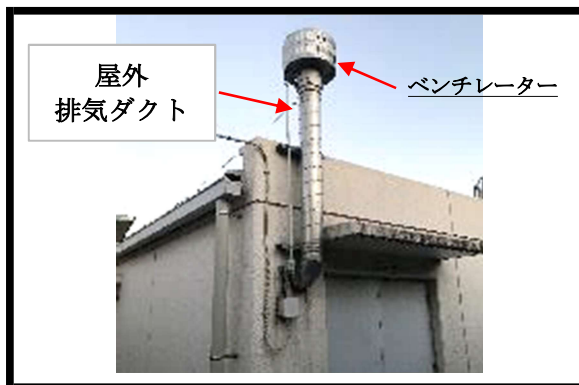
「容器が容易に落下しない措置」

地震動による容器の落下を防止するための措置であり、例えば、当該架台に不燃材料で できた柵等を設けることをいう。

点検項目：

換気・排出設備等

点検箇所：



事例箇所：



点検着眼点：

- ☐ 換気・排出設備は正常に機能しているか
- ☐ 換気・排出設備のダクト等の破損、変形等はないか、固定状況はよい
- ☐ 引火防止網の破損、汚れ、つまり等はないか
- ☐ モーターの異音、過熱等はないか、ファンベルトのゆるみ、傷等はないか
- ☐ 防火ダンパーの破損等はなく、開閉機能はよい
- ☐ 排出口付近に火源となるものはないか
- ☐ ガラリ付近に物等が置かれて塞がれていないか
- ☐ 排出ダクトは他のダクトと兼用していないか
- ☐ 可燃性蒸気警報装置に破損等はないか

- 企業参考： ① 強制換気装置は人の有無にかかわらず常に機能させています。
- ② 定期的にファン動作は、吸い込み口に手をかざして確認しています。
- ③ 可燃性蒸気警報装置の機能点検は専門業者に依頼して点検しています。
- ④ 引火防止網はナイロンブラシで清掃すると静電気を溜めやすいため、真鍮のワイヤーブラシにて清掃しています。

- 法参考： ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
- 十 危険物を取り扱う建築物には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 十一 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ② 危政令（屋内貯蔵所の基準）第10条第1項
- 十二 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が七十度未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

- その他参考： ① 審査基準（屋内貯蔵所●照明・換気）（添付資料：別紙04）
- ・ 換気口、排出口、給気口等にはすべて引火防止網（40メッシュ）を取り付けること。（高引火点危険物は除く。）
 - ・ 隔壁を貫通する集合排気ダクトを設ける場合にあっては、貫通部に防火上有効なダンパーを取り付けること。

点検項目： 基礎

事例箇所：



- 点検着眼点：
- ☐ 変形、亀裂、損傷等はしていないか
 - ☐ 沈下はないか
 - ☐ 基礎と設置物に隙間はないか
 - ☐ 取付けボルト等にゆるみ、折損、錆び等はないか
 - ☐ タンク犬走り、法面およびコンクリートリングに損傷等はないか

法参考： ① 危規則（基礎及び地盤）第20条の2

令第十一条第一項第三号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める基礎及び地盤は、当該基礎及び地盤上に設置する特定屋外貯蔵タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重（以下「タンク荷重」という。）によつて生ずる応力に対して安全なものとする。

② 危規則（準特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤）第20条の3の2

令第十一条第一項第三号の三の総務省令で定める基礎及び地盤は、当該基礎及び地盤上に設置する準特定屋外貯蔵タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重（以下「準特定屋外貯蔵タンク荷重」という。）によって生ずる応力に対して安全なものとする。

その他参考： ① 「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」昭和54年12月25日付け消防危第169号（添付資料：別紙05）

別添「屋外タンク貯蔵所の地震対策に関する保安指針」

第1 地震防災対策強化地域内の屋外タンク貯蔵所に対する措置

2 補修方法等

(2) 維持管理点検の結果、異常が認められた屋外タンク貯蔵所にあつては、次に掲げるところにより補修を行うこと。

ア 屋外貯蔵タンクの基礎が貯蔵タンクを安全に支持するための形状又は構造として不適切であると認められるものにあつては、基礎盛り土の外傍に告示第4条の11の規定に準じた鉄筋コンクリートリングを設けるとともに、犬走り部を粒調碎石等を用いて締め固める措置(第1図及び第2図参照)又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
この場合において、犬走り部及びその法面は、雨水等が浸透することがないようにアスファルト等で保護すること。

点検項目：

支柱

事例箇所：



ラック支柱耐火材剥がれ



耐火材補修・ガード設置



ラック支柱耐火塗装剥がれ



塗装塗り直し



20号タンク支柱損傷



支柱補修

点検着眼点：

- ☐ 支柱に変形、損傷、腐食、塗装はがれ等はないか
- ☐ 耐火被覆に損傷、脱落等はないか
- ☐ 耐火塗装にはがれ、膨れ等はないか
- ☐ 支柱取付部の目地外れはないか

企業参考：

- ① 支柱に接触する恐れがある場所には安全ガードを設置しています。

法参考：

- ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項

五 屋外貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより、地震及び風圧に耐えることができる構造とするとともに、その支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。

② 危規則（屋外貯蔵タンクの耐震又は耐風圧構造）第21条

令第十一条第一項第五号の規定による地震又は風圧に耐えることができる構造（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外のタンクに限る。）は、地震動による慣性力又は風荷重による応力が屋外貯蔵タンクの側板又は支柱の限られた点に集中しないように当該タンクを堅固な基礎及び地盤の上に固定したものとする。

その他参考： ① 審査基準（屋外タンク貯蔵所●耐震・耐風圧構造）（添付資料：別紙06）

S46.1.5 消防予第2号質疑

「タンク支持の耐火構造について」

- ・ 地震動による慣性力及び風圧力に対するタンク本体の安全性の検討は、転倒と滑動の可能性について行うこと。
- ・ 支柱高さ1 m以上については、耐火措置を講ずること。（高引火点は除く）別添資料9 参照 （添付資料：別紙07）

点検項目： 消火器



- 点検着眼点：
- ☐ 消火器の定期点検は実施されているか
 - ☐ 消火器表示の位置に消火器が設置されているか
 - ☐ 消火器の設置位置は良いか、見えにくくないか
 - ☐ 屋外消火器は雨曝しになっていないか、防護措置はされているか
 - ☐ 消火器保管箱の変形等が無く、扉は開閉するか
 - ☐ 消火器の設置数は適切か
 - ☐ 安全ピンの封印は破れていないか
 - ☐ 本体に発錆がないか（特に底面）
 - ☐ 蓄圧式消火器については、指示圧力が適正範囲にあるか
 - ☐ 点検済証に記載された次回点検期限を過ぎていないか
 - ☐ レバー、ホース等に、損傷等はないか

- 企業参考：
- ① 消火器の置場を明確にするため、置場の床に黄色の枠表示、消火器に番号表示をして点検管理しています。
 - ② 消火器の場所が遠くからでも、わかる様に目線より上と通路上に表示しています。
 - ③ 消火器の前に物を置かない様に、物置禁止表示をしています。
 - ④ 消火器点検は、毎月、法点検6か月毎、消火器交換10年毎に実施しています。なお、法点検および消火器交換は資格ある専門業者に依頼しています。

法参考： ① 消防法（消防の設備等）第十七条の三の三

第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

② 消規則（消火器具に関する基準の細目）第9条

火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 消火器具は、床面からの高さが一・五メートル以下の箇所に設けること。
- 二 消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 三 消火器には、地震による震動等による転倒を防止するための適切な措置を講じること。ただし、粉末消火器その他転倒により消火剤が漏出するおそれのない消火器にあつては、この限りでない。
- 四 消火器具を設置した箇所には、消火器にあつては「消火器」と、水バケツにあつては「消火バケツ」と、水槽そうにあつては「消火水槽」と、乾燥砂にあつては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

③ 危政令（消火設備の基準）第20条

消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所のうち、その規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、火災が発生したとき著しく消火が困難と認められるもので総務省令で定めるもの並びに移送取扱所は、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第一種、第二種又は第三種の消火設備並びに第四種及び第五種の消火設備を設置すること。
- 二 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所のうち、その規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、火災が発生したとき消火が困難と認められるもので総務省令で定めるものは、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第四種及び第五種の消火設備を設置すること。
- 三 前二号の総務省令で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省令で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち第五種の消火設備を設置すること。

その他参考： ① 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件

（平成16年5月31日 消防庁告示第9号）（添付資料：別紙08）

② 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件

（平成22年12月24日 消防庁告示第24号）（添付資料：別紙09）

点検項目： 消火器以外の消火設備



- 点検着眼点：
- ☐ 本体等に損傷等はないか
 - ☐ 消火栓の表示灯は点灯しているか
 - ☐ 消火栓ホースの耐圧試験の期限は過ぎていないか
 - ☐ 消火操作の障害となる物品等が置かれていないか
 - ☐ 消火栓バルブ、配管等からの漏水はないか
 - ☐ 屋外消火栓の標識は、見やすい場所に設置されているか
 - ☐ 消火栓用エンジンポンプは、エンジンが起動するか
 - ☐ ポンプ運転時に異常音、異常振動等はないか
 - ☐ 配管の劣化腐食等はないか
 - ☐ 簡易消火用具の内容物は確保されている

- 企業参考：
- ① 昼間だと点灯の有無は気づきにくいので夜に点検をしています。
 - ② 消火栓用エンジンポンプは、月に1回保守運転を実施し、エンジンの状態を維持しています。
 - ③ 消火栓点検は2か月毎、法点検は6か月毎、消火栓ホースは10年毎に交換、使用した場合も交換、訓練用は訓練用ホースを使用しています。

法参考： ① 危規則（屋内消火栓設備の基準）第32条

第一種の屋内消火栓設備の設置の基準は、次のとおりとする

- 一 屋内消火栓は、製造所等の建築物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。この場合において、屋内消火栓は、各階の出入口付近に一個以上設けなければならない。
- 二 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が五を超えるときは、五）に七・八立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- 三 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が五を超えるときは、五個の屋内消火栓）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、放水量が二百六十リットル毎分以上の性能のものとする。

四 屋内消火栓設備には、予備動力源を附置すること。

② 危規則（屋外消火栓設備の基準）第32条の2

第一種の屋外消火栓設備の設置の基準は、次のとおりとする。

- 一 屋外消火栓は、防護対象物（当該消火設備によつて消火すべき製造所等の建築物その他の工作物及び危険物をいう。以下同じ。）の各部分（建築物の場合にあつては、当該建築物の一階及び二階の部分に限る。）から一のホース接続口までの水平距離が四十メートル以下となるように設けること。この場合において、その設置個数が一であるときは二としなければならない。
- 二 水源は、その水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が四を超えるときは、四）に十三・五立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- 三 屋外消火栓設備は、すべての屋外消火栓（設置個数が四を超えるときは、四個の屋外消火栓）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・三五メガパスカル以上で、かつ、放水量が四百五十リットル毎分以上の性能のものとする。

四 屋外消火栓設備には、予備動力源を附置すること。

③ 消規則（消火器具に関する基準の細目）第9条

四 消火器具を設置した箇所には、消火器にあつては「消火器」と、水バケツにあつては「消火バケツ」と、水槽にあつては「消火水槽」と、乾燥砂にあつては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

④ 消規則（屋外消火栓設備に関する基準の細目）第22条

四 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。

ロ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

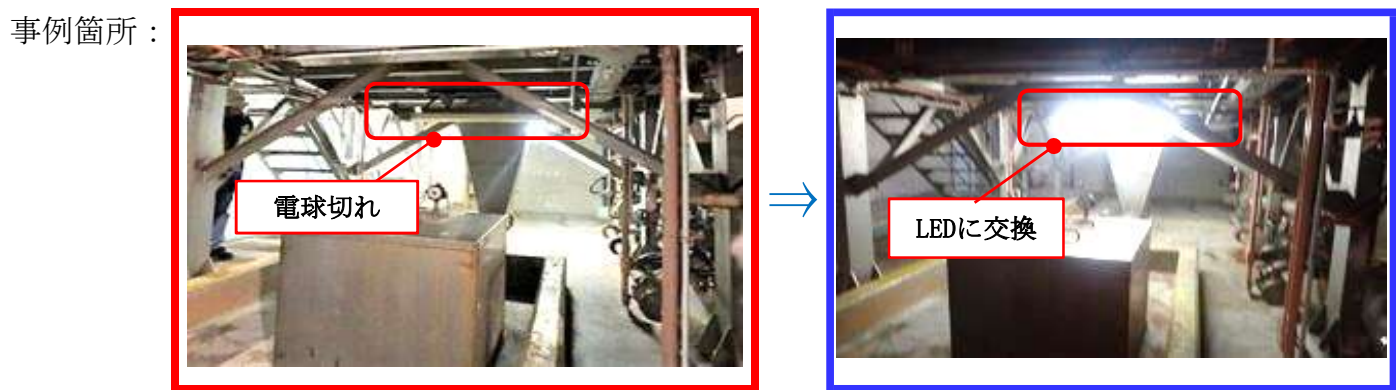
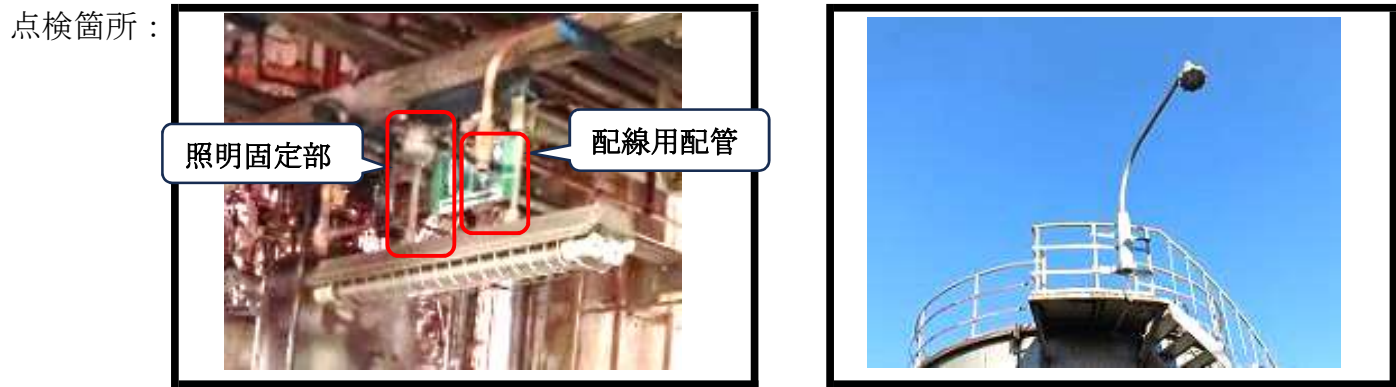
その他参考： ① 一般社団法人 東京防災設備保守協会サイトより抜粋

<https://www.hosyu-kyokai.or.jp/shoukasetubi.html>

消火器具・簡易消火用器具

消火器とは「水その他の消火剤を圧力により放射して消火する器具です。簡易消火用具とは、消火器以外の水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石または膨張真珠岩をさします。

点検項目： 照明機器及びその他の電気機器



- 点検着眼点：
- ☐ 照明機器に損傷、変形がないか
 - ☐ 照明機器の固定に不具合はないか
 - ☐ 照明機器の配線用配管結合部にゆるみ等がないか
 - ☐ 照明は正常に機能しているか

- 企業参考：
- ① 照明切れ等の不具合時は適宜、電球交換、修理またはLED照明に交換しています。
 - ② 1年に1回、夜間パトロールで照度確認をしています。
 - ③ 安衛則（照度）第604条に準じて管理しています。
 - ④ 防爆形LED照明を使用し、JIS C 8369「光電式自動点滅器」動作照度1形～3形の1形（点灯照度10～80ルクス）を使用しています。

- 法参考：
- ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
十 危険物を取り扱う建築物には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - ② 危政令（屋内貯蔵所の基準）第10条第1項
十二 貯蔵倉庫には、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けるとともに、引火点が七十度未満の危険物の貯蔵倉庫にあつては、内部に滞留した可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備を設けること。

③ 危政令（屋内タンク貯蔵所の基準）第 12 条第 1 項

十八 タンク専用室の採光、照明、換気及び排出の設備は、第十条第一項第十二号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。

④ 危政令（簡易タンク貯蔵所の基準）第 14 条

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う簡易タンクは、屋外に設置すること。ただし、次のイからニまでのすべてに適合する専用室内に設置するときは、この限りではない。

イ～ハ省略

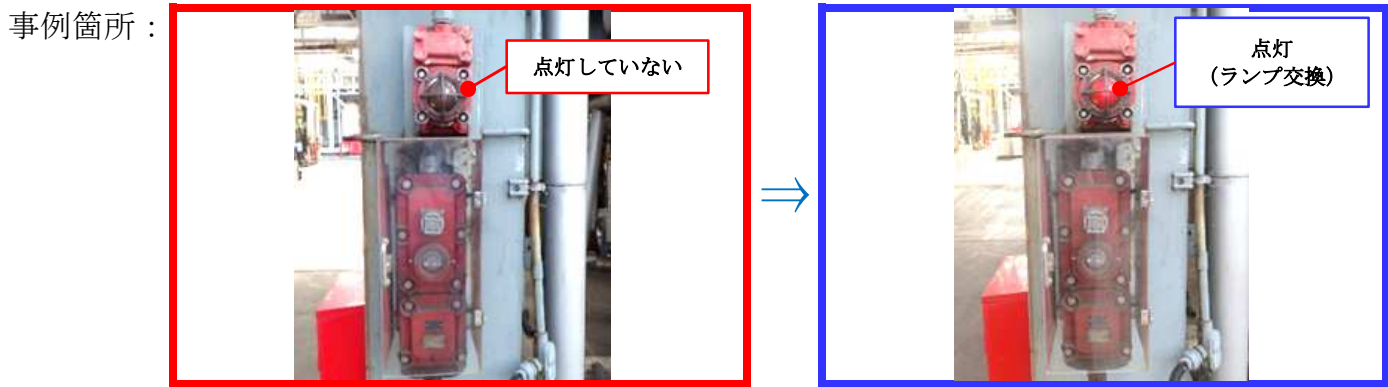
ニ 当該専用室の採光、照明、換気及び排出の設備が第十条第一項第十二号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によるものであること。

その他参考： ① 配電盤、遮断器（スイッチを含む）、コンセント、配線等の法参考、その他参考に準ずる。

② 安衛則（照度）第 604 条

「精密な作業」 300ルクス以上、「普通の作業」 150ルクス以上、「粗な作業」 70ルクス以上

点検項目： 自動火災報知設備



- 点検着眼点：
- ☐ 表示灯が切れていないか
 - ☐ 感知器の外観に変形、破損はないか
 - ☐ 発信機周辺に操作障害となる物品はないか
 - ☐ 押しボタンのカバーに割れ、脱落はないか
 - ☐ 発信機、総合盤等に著しい変形等はないか
 - ☐ 受信機の異常表示灯類が点灯または点滅していないか

- 企業参考：
- ① 電球をLEDに交換することによって、玉切れを抑制しています。
 - ② 総合盤点検を6か月毎に資格ある専門業者で実施しています。

- 法参考：
- ① 危政令（警報設備の基準）第21条
指定数量の倍数が十以上の製造所等で総務省令で定めるものは、総務省令で定めるところにより、火災が発生した場合自動的に作動する火災報知設備その他の警報設備を設置しなければならない。
 - ② 消規則 第二款 警報設備に関する基準
消規則（自動火災報知設備の感知器等）第23条
消規則（自動火災報知設備に関する基準の細目）第24条
消規則（消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準）第25条
https://laws.e-gov.go.jp/law/336M50000008006/#Mp-Ch_2-Se_2-Ss_2

その他参考： ① 審査基準（製造所●警報設備）（添付資料：別紙 1 0）
「製造所又は一般取扱所における自動火災報知設備の設置について」
別添資料 7 参照 （添付資料：別紙 1 1）

点検項目： 装置（電動機）



- 点検着眼点：
- ☐ 電動機の固定ボルト等にゆるみ、脱落等はないか
 - ☐ 軸受部、回転部等からの異音、異常発熱等はないか
 - ☐ 電動機全体に異常振動、異音、異常発熱、異臭等はないか
 - ☐ 全体的に変形、亀裂、破損、損傷等はないか
 - ☐ 冷却フィン、ファンカバーに著しい汚れや粉塵等の堆積はないか
 - ☐ 接地抵抗は基準値以下であるか

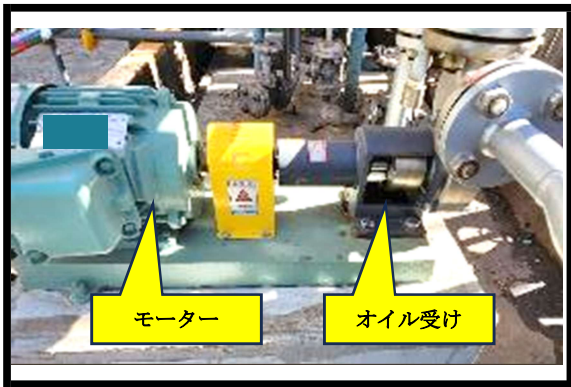
- 企業参考：
- ① 電動機の異常振動、異音、異常発熱等を点検する方法として振動計や聴診器、騒音計、赤外線サーモグラフィーや温度管理ラベル等を用いて実施している事例もあります。
 - ② 電動機の異常発熱要因として、冷却フィンの汚れやファンカバーの詰まりの他、負荷側の抵抗が増大している可能性もあることから、電流値測定で判断しています。

- 法参考：
- ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、接手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。

- その他参考：
- ① 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号（低圧の電路の絶縁性能）第58条
電気使用場所における使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに、次の表の上欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以上でなければならない。

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値
三百ボルト以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。以下同じ。）が百五十ボルト以下の場合	〇・一メガオーム
	その他の場合	〇・二メガオーム
三百ボルトを超えるもの		〇・四メガオーム

点検項目： 装置（ポンプ）



- 点検着眼点：
- ☐ ポンプ起動中の異常振動、異音、異常発熱、異臭等はないか
 - ☐ 固定ボルトの腐食、ゆるみ等はないか
 - ☐ ポンプ本体からの漏えいはないか
 - ☐ ポンプ軸シール部の劣化による漏えいがないか
 - ☐ ケーシングの変形、損傷、腐食、塗装剥がれ等はないか
 - ☐ グランドパッキンを用いた軸封装置の軸受け部が温度上昇していないか
 - ☐ オイル受けのあるポンプは、オイル受けにオイルが滞油していないか

- 企業参考：
- ① ポンプの温度管理について、サーモテープを貼って日常管理をしています。
 - ② ポンプの異常振動、異音、異常発熱等を点検する方法として振動計や聴診器、騒音計、赤外線サーモグラフィや温度管理ラベル等を用いて実施している事例もあります。

- 法参考：
- ① 危政令（製造所の基準）第9条第1項
二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、接手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。

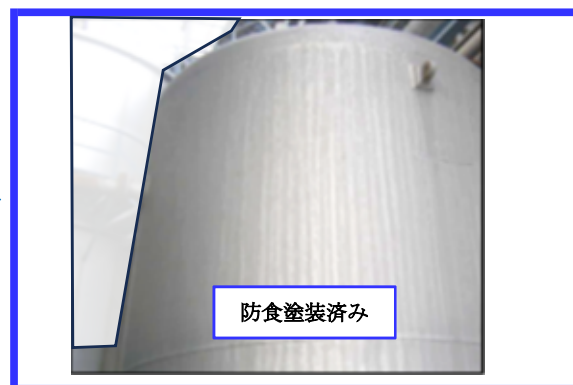
点検項目：

側板(屋外タンク貯蔵所)

点検箇所：



事例箇所：



点検着眼点：

- ☐ 塗装は色褪せしていないか
- ☐ 塗装は剥離していないか
- ☐ 下塗りが露出していないか
- ☐ 錆びの発生はしていないか
- ☐ 漏えいはしていないか、漏えいの跡はないか
- ☐ 変形、亀裂等はしていないか

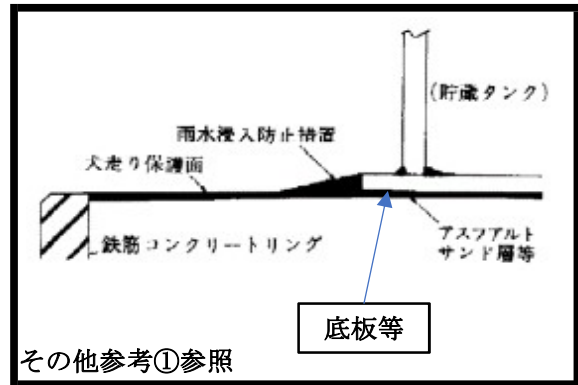
企業参考：

- ① 側板に軽微な変形（凸凹等）がある時は、その場所、程度等を記録管理し、更新計画を図っています。
- ② 減肉の監視は、超音波肉厚測定計を用いて行っています。

法参考：

- ① 危政令（屋外タンク貯蔵所基準）第11条第1項
七 屋外貯蔵タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。

点検項目： 底板（屋外タンク貯蔵所）



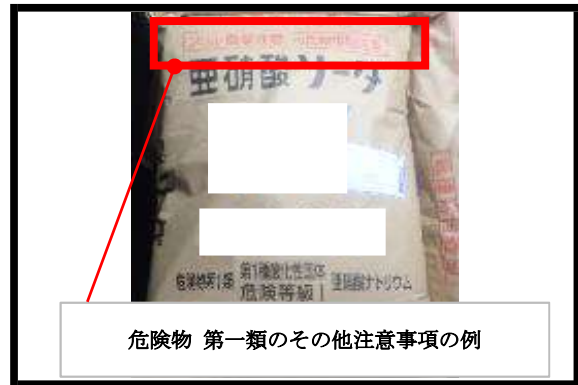
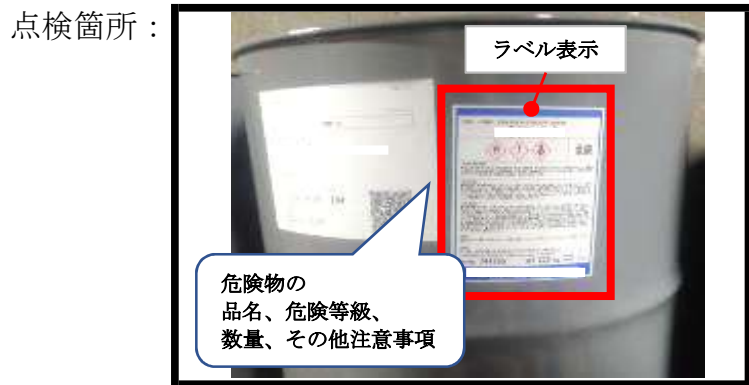
- 点検着眼点：
- ☐ 雨水浸入防止措置の変形、亀裂、剥離等はないか
 - ☐ 張出部の変形、亀裂はないか
 - ☐ 張出部のめり込み、浮き上がり、土砂堆積、滞水はないか
 - ☐ 張出部の塗装の劣化及び腐食はないか
 - ☐ 固定ボルトの腐食、ゆるみ等はないか

企業参考： ① 底板を地盤面に接して設けた屋外タンクにあつては、当該タンクの底板等の外側張り出し部の下へ雨水が浸入するのを防止するため防止シールによる措置を講じています。

- 法参考：
- ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項
七の二 屋外貯蔵タンクのうち、底板を地盤面に接して設けるものにあつては、総務省令で定めるところにより、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。
 - ② 危規則（底部の外面の防食措置）第21条の2
令第十一条第一項第七号の二（同条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による屋外貯蔵タンクの底板（アニュラ板を設ける特定屋外貯蔵タンクにあつては、アニュラ板を含む。以下この条において同じ。）の外面の腐食を防止するための措置は、次に掲げるいずれかによるものとする。
 - 一 タンクの底板の下に、タンクの底板の腐食を有効に防止できるようにアスファルトサンド等の防食材料を敷くこと。
 - 二 タンクの底板に電気防食の措置を講ずること。
 - 三 前各号に掲げるものと同等以上の底板の腐食を防止することができる措置を講ずること。

- その他参考： ① 屋外タンク貯蔵所の地震対策について（通知）昭和５４年１２月２５日消防危第１６９号（添付資料：別紙０５）
- 「別記２ 雨水侵入防止措置の指針」より、別図「被覆による措置例」を例示しています。
- ② 審査基準（屋外タンク貯蔵所●底板防食）（添付資料：別紙１２）
- ・ 底板防食措置として新設及び基礎改修の際には、底板下部にアスファルトモルタル５０mm以上とすること。
＊ アスファルトモルタル アスファルトコンクリートに対する言葉で粗骨材２．５mm以上を用いるアスファルト加熱混合物をいう。
 - ・ 底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずる場合において、防食材料としてオイルサンドは認められない。

点検項目： その他(屋内貯蔵所における容器等への表示)



- 点検着眼点：
- ☐ 危険物の品名、化学名、危険等級、数量、注意事項等の記載項目に抜けはないか
 - ☐ 汚れ、破損等がなく、表示は容易に読み取れるか

- 企業参考：
- ① 自社で抜き取った危険物の容器にも、必ず適切な表示をしています。
 - ② 納入品物で危険物の品名・数量以外の表示や注意記載不足がある場合は新たに追加表示して管理しています。
 - ③ 容器内の内容物に対して、GHSラベル（危険有害性情報）表示やSDS（安全データシート）管理をして周知しています。

法参考： ① 危規則（危険物の容器及び収納）第39条の3

2 前項第一号の内装容器等（内装容器等を他の容器に収納する場合にあつては、当該容器を含む。以下この条において同じ。）にあつては第四十四条第一項各号に定める表示を、前項第二号の容器にあつては同条第一項各号及び第六項各号に定める表示を、それぞれ見やすい箇所にしたものではない。

② 危規則（表示）第44条第1項

令第二十九条第二号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

一 危険物の品名、危険等級及び化学名並びに第四類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては「水溶性」

二 危険物の数量

三 収納する危険物に応じ、次に掲げる注意事項

イ 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するものにあつては「火気・衝撃注意」、「可燃物接触注意」及び「禁水」、その他のものにあつては「火気・衝撃注意」及び「可燃物接触注意」

ロ 第二類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するものにあつては「火気注意」及び「禁水」、引火性固体にあつては「火気厳禁」、その他のものにあつては「火気注意」

ハ 自然発火性物品にあつては「空気接触厳禁」及び「火気厳禁」、禁水性物品にあつては「禁水」

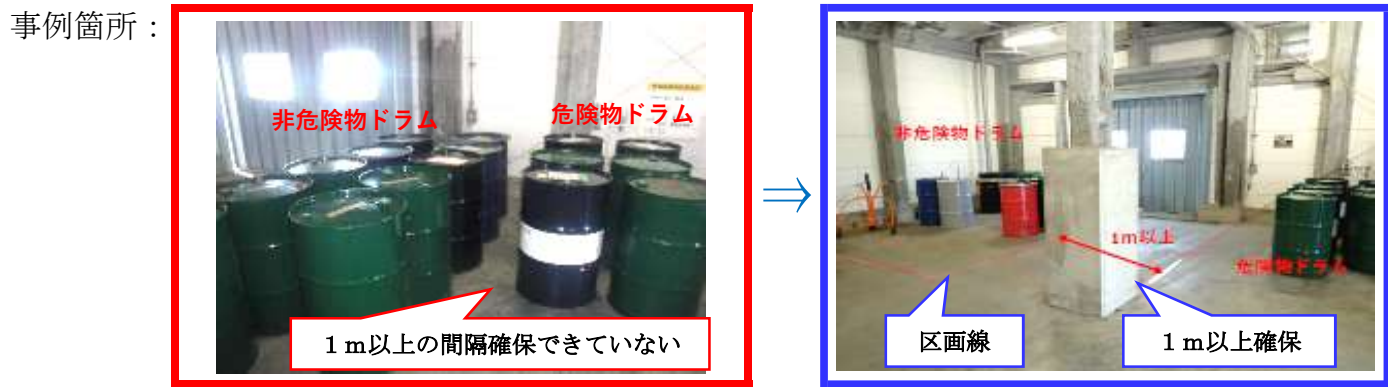
ニ 第四類の危険物にあつては「火気厳禁」

ホ 第五類の危険物にあつては「火気厳禁」及び「衝撃注意」

ヘ 第六類の危険物にあつては「可燃物接触注意」

点検項目：

その他(貯蔵時の物品間の間隔)



- 点検着眼点：
- ☐ 危険物以外の物品を貯蔵していないか
 - ☐ 危険物と危険物以外の物品は相互に1 m以上の間隔があるか
 - ☐ 類が異なる危険物は類毎に纏められ相互に1 m以上の間隔があるか

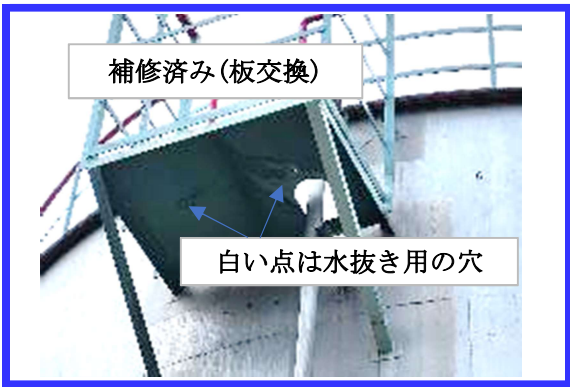
企業参考： ① 床面に線を引く、着色するなど、貯蔵可能な範囲(置場)を明示しています。

- 法参考：
- ① 危政令（貯蔵の基準）第26条第1項
 - 一 貯蔵所においては、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一の二 法別表第一に掲げる類を異にする危険物は、同一の貯蔵所において貯蔵しないこと。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - ② 危規則（危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外）第38条の4
 - 一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合（イ～ト以下省略）
 - ③ 危規則（類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外）第39条
 - 一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物を貯蔵する場合で、危険物の類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合（イ～ト以下省略）

- その他参考：
- ① 審査基準（屋内貯蔵所●貯蔵基準(その1)）（添付資料：別紙13）
 - ・ 危険物以外の物品を貯蔵する場合には、相互に1 m以上の間隔が必要となるため、置き場の区画をペイント表示等により明確にすること。

点検項目： その他（点検架台）

事例箇所：



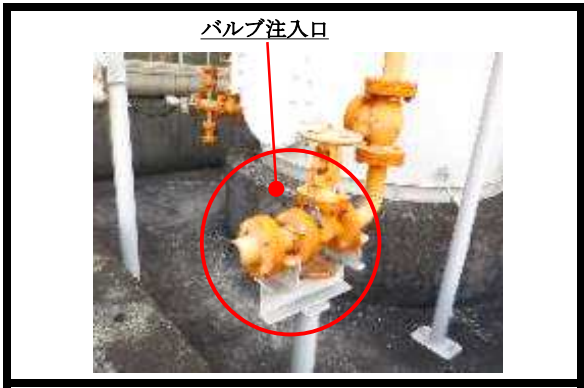
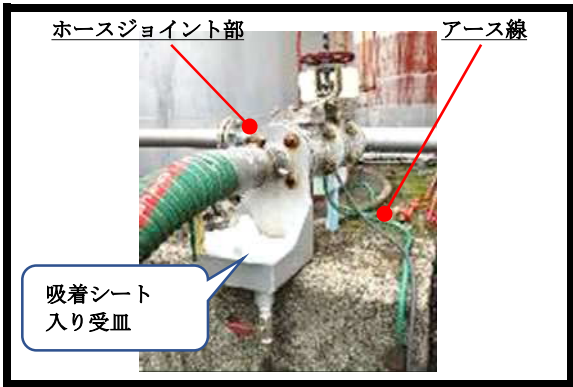
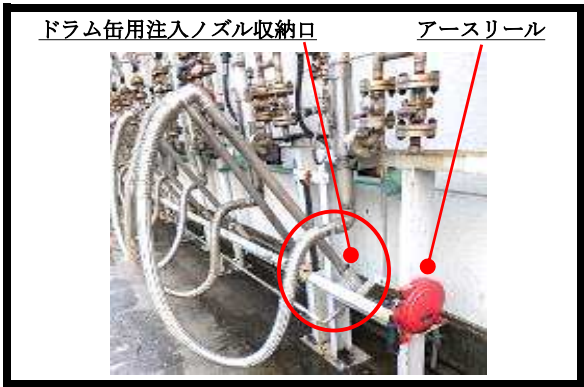
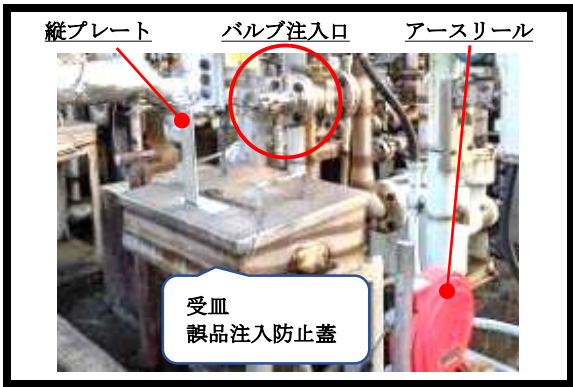
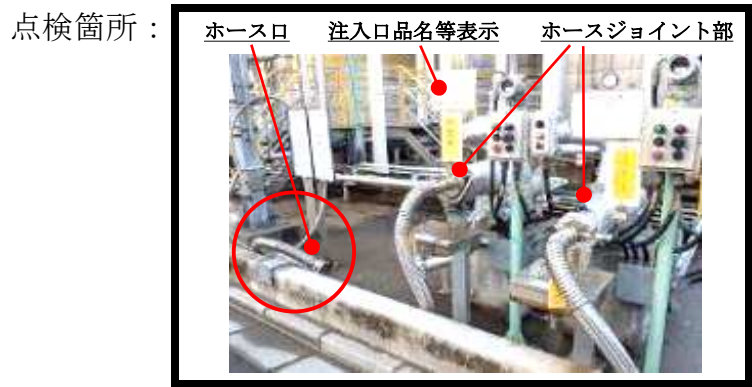
- 点検着眼点：
- ☐ 点検架台に水抜き用の穴、配管貫通用の穴以外に、腐食等による発錆、穴あきはないか
 - ☐ 点検架台の手すりに、変形、亀裂、損傷、腐食、塗装の剥がれ、がたつき等はないか
 - ☐ 点検架台を支持する箇所の溶接部や固定ボルト等に、ゆるみ、がたつき、錆び等の発生はないか

企業参考： ① 点検架台の手すり高さは、建築基準法施行令第126条を用いて設計しています。

その他参考： ① 建築基準法施行令（屋上広場等）第126条
屋上広場又は二階以上の階にあるバルコニーその他これに類するものの周囲には、安全上必要な高さが一・一メートル以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。

点検項目：

注入口



- 点検着眼点：

☐

閉鎖時の注入口等（バルブ、ジョイント部、ホース、ノズル等）から漏えいはないか

☐

受皿およびノズル収納口および床に滞油等はないか

☐

注入口および付帯等に亀裂、変形、損傷、腐食等はないか

☐

接地電極（アース線、アースリール）に断線、ゆるみ、損傷等はないか

☐

防油堤内にホース口は収まっているか

☐

ドラム缶用注入ノズルは収納口に収まっているか

☐

注入口に品名等が明示されているか

- 企業参考： ① 受皿に誤品注入防止蓋（蓋に注入ホースがジョイントできない縦プレートが設けてあり、更に蓋には施錠、解錠は受付許可制）を設置している事例もあり、誤品注入防止蓋の点検もあわせて実施しています。
- ② 受入時に受皿に吸着シートを入れて、液はね防止をしている事例もあり、その吸着シート状態の点検もあわせて実施しています。
- ③ 接地電極の点検および接地抵抗値が適正かは、電気専門業者に依頼して管理しています。
- ④ その他参考①より、注入口およびホース口は防油堤内にしています。

- 法参考： ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項
- 十 液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口は、次によること。
 - イ 火災の予防上支障のない場所に設けること。
 - ロ 注入ホース又は注入管と結合することができ、かつ、危険物が漏れないものであること。
 - ハ 注入口には、弁又はふたを設けること。
 - ニ ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口付近には、静電気を有効に除去するための接地電極を設けること。
 - ホ 引火点が二十一度未満の危険物の屋外貯蔵タンクの注入口には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に屋外貯蔵タンクの注入口である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。ただし、市町村長等が火災の予防上当該掲示板を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。
- ② 危政令（屋内タンク貯蔵所の基準）第12条第1項
- 九 液体の危険物の屋内貯蔵タンクの注入口は、前条第一項第十号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること。

- その他参考： ① 審査基準（屋外タンク貯蔵所●注入口）（添付資料：別紙14）
- ・ 注入口直下部付近には、漏れた危険物が飛散しないように必要に応じてためます等を設けること。
- ② 申請解説（15. 屋外（屋内）タンクの構造・タンク基礎図等）
更新日2019年11月18日
屋外貯蔵タンクの注入口、屋内貯蔵タンクの注入口の内容を参照。
<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000021700.html>
- ③ 申請解説（17. 危政令第9条第1項第20号該当タンクの構造図，容量計算書等）更新日2023年11月24日
（9）注入口《危政令第11条第1項第10号》の内容を参照。
<https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000021643.html>

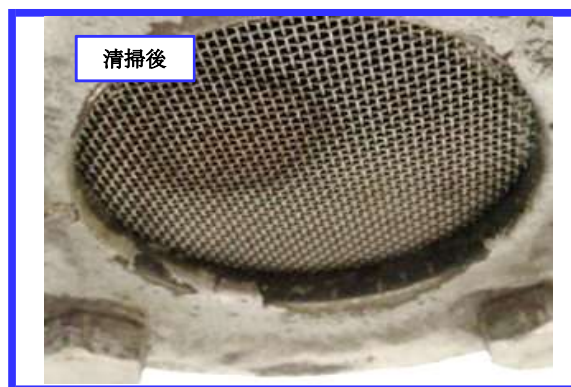
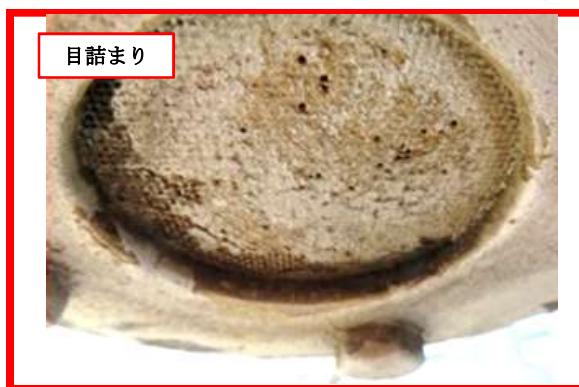
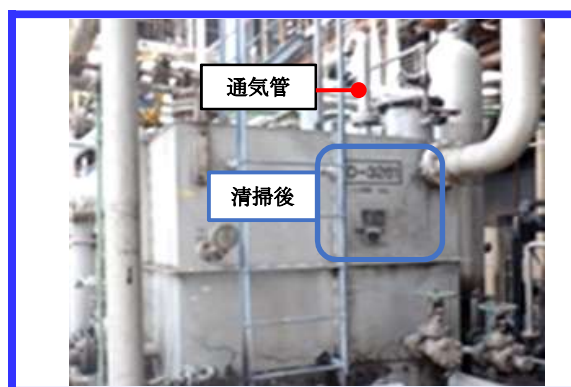
点検項目：

通気管

点検箇所：



事例箇所：



点検着眼点：

- ☐ 外観に変形、損傷、腐食等はないか
- ☐ 通気管付近に油蒸気等の汚れはないか
- ☐ 引火防止網(メッシュ)の破れ、目詰まり等はないか
- ☐ 通気管付近に障害物はないか
- ☐ 塗装状態は良いか

企業参考：

- ① 通気管は、タンク内の圧力を一定に保つ重要な役割を担っているため日常点検項目に入れています。
- ② 引火防止網はナイロンブラシで清掃すると静電気を溜めやすいため、真鍮のワイヤーブラシにて清掃しています。
- ③ 通気管点検で屋外タンクに上る際は、火災防止として非防爆の電子機器は持っていきません。

法参考： ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第11条第1項

ハ 屋外貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。

② 危政令（屋内タンク貯蔵所の基準）第12条第1項

七 屋内貯蔵タンクのうち、圧力タンク以外のタンクにあつては総務省令で定めるところにより通気管を、圧力タンクにあつては総務省令で定める安全装置をそれぞれ設けること。

③ 危規則（通気管）第20条

令第十一条第一項第八号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、第四類の危険物の屋外貯蔵タンクのうち圧力タンク以外のタンクに設ける通気管は、無弁通気管又は大気弁付通気管とし、その構造は、それぞれ次の各号のとおりとする。

一 無弁通気管

イ 直径は、三十ミリメートル以上であること。

ロ 先端は、水平より下に四十五度以上曲げ、雨水の浸入を防ぐ構造とすること。

ハ 細目の銅網等による引火防止装置を設けること。ただし、高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあつては、この限りでない。

二 大気弁付通気管

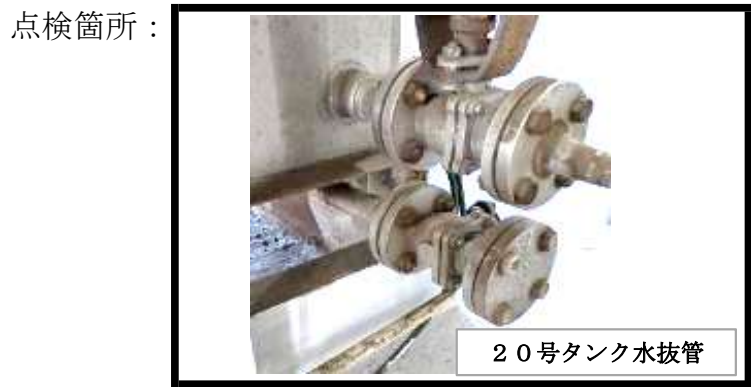
イ 五キロパスカル以下の圧力差で作動できるものであること。

ロ 前号ハの基準に適合するものであること。

その他参考： ① 審査基準（屋外タンク貯蔵所●通気管・安全装置）（添付資料：別紙15）

- ・ 通気管の引火防止網は40メッシュを指導しているが、第4類第3石油類は20メッシュで可とする。
- ・ 引火点21度未満の危険物を貯蔵するタンクにあつては、大気弁付通気管とすることが望ましい。

点検項目： ノズル（水抜管を含む）、マンホール等（サイトグラス）



- 点検着眼点：
- ☐ ノズル、マンホールネック部、フランジ面等からの漏えいはないか
 - ☐ 腐食、変形、損傷、破損等はないか
 - ☐ 取付けボルトのゆるみ、欠落、折損等はないか
 - ☐ ノズルが地盤面から離隔されているか
 - ☐ 塗装面にふくれ、剥離、腐食等はないか
 - ☐ サイトグラスのガラスにひび割れ、汚れ等はないか
 - ☐ サイトグラスのガラス面に網、蓋等が設けているか

企業参考： ① 消防立入査察の不備内容に「サイトグラスの保護カバー破損」があり、この定期点検項目は「その他」ではなく「ノズル（水抜管を含む）、マンホール等」であることを川崎市消防局から受け、この点検項目でサイトグラスの点検をしています。

法参考： ① 危政令（屋外タンク貯蔵所の基準）第 11 条第 1 項

四の二 特定屋外貯蔵タンクの溶接部は、総務省令で定めるところにより行う放射線透過試験、真空試験等の試験において、総務省令で定める基準に適合するものであること。

十一の二 屋外貯蔵タンクの水抜管は、タンクの側板に設けること。ただし、総務省令で定めるところによる場合は、タンクの底板に設けることができる。

② 危政令（屋内タンク貯蔵所の基準）第 12 条第 1 項

十の二 屋内貯蔵タンクの水抜管は、前条第一項第十一号の二に掲げる屋外貯蔵タンクの水抜管の例によるものであること。

③ 危規則（漏れ試験）第 20 条の 9

特定屋外貯蔵タンクの溶接部で次の各号に掲げるものは、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験によって漏れないものでなければならない。

四 ノズル、マンホール等に係る溶接部

④ 危規則（水抜管）第 21 条の 4

令第十一条第一項第十一号の二ただし書（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第十号の二（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところによる場合は、タンクと水抜管との結合部分が地震等により損傷を受けるおそれのない方法により水抜管を設ける場合とする。

その他参考： ① 製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について（通知）平成 10 年 3 月 16 日 消防危第 29 号（添付資料：別紙 16）

5 20 号タンクの構造及び設備の基準に関する運用上の指針について

（1）タンクへのサイトグラスの設置について

② 危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置に関する指針（通知）平成 13 年 2 月 28 日 消防危第 24 号（添付資料：別紙 17）